

# 搬入に際して

- ①産業廃棄物が安定型5品目に該当するか確認して下さい。  
(確認できない場合は関係官庁でご相談して下さい)
- ②産業廃棄物処理委託契約を当社と取り交わして下さい  
(契約書用紙の用意していない方は当社にご相談下さい)
- ③受入条件に該当するように前処理をして下さい  
(産業廃棄物処理料金表の「内容、受入条件」を参照して下さい)
- ④マニフェストを用意して下さい。1車1枚必要です  
(マニフェストを購入していない方は当社にご相談下さい)
- ⑤運搬に際して飛散防止の処置をして下さい  
(シート等を使用して、マナーを遵守し搬入して下さい)
- ⑥処分場では係員の指示に従って下さい

\* 処分場付近は道路が狭いため運転に十分に気をつけて下さい。  
運行には安全運転の励行をよろしくお願いします。